

令和7年6月13日

お客様各位

庄内交通株式会社

「スマートフォン搭載のマイナンバーカード」 アプリでの本人確認について

平素より、庄内交通をご利用くださいます。誠にありがとうございます。
弊社では、定期券や記名式 shoko cherica の発行の際、マイナンバーカード原本は
本人確認書類としての利用が可能です。

弊社では現時点で

**「スマートフォン搭載のマイナンバーカード」アプリ
は本人確認書類としての利用ができません。**

現在、本人確認書類として利用ができるように準備を進めております。

恐れ入りますが、弊社の対応準備がととのうまでは、
マイナンバーカードの原本、またはそれ以外の本人確認書類の提示を
お願いいたします。